指定管理者制度導入施設における評価委員会によるモニタリングについて

資料３

1. 目的

モニタリングは、府におけるすべての指定管理者制度導入施設において、指定管理者評価委員会を設置し、各年度の管理運営の状況について点検・評価を実施することにより、さらに府民サービスの向上につなげていくためのものです。

毎年度、府と指定管理者が業務について点検・評価を行い、その結果を評価委員会に報告し、評価委員会からの指摘・提言を踏まえ、次年度以降の事業計画等に反映させます。

1. 年間スケジュール

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 時　期 | 指定管理者評価委員会 | 施設所管課 | 指定管理者 |
| ８月３日  ・提案の履行状況に関する項目  ・さらなるサービスの向上に関する項目  ・適正な管理業務の遂行を図ることができる能力及び財政基盤に関する事項　等 | 第１回評価委員会開催  【評価項目・評価基準の確定】 | 評価票の作成 |  |
| 12月  ～1月 |  | 報告 | 自己評価の実施 |
| 1月 | 必要に応じて、指定管理者に  報告  対してﾋｱﾘﾝｸﾞ等を実施 | 施設所管課による評価 |  |
| 2月上旬 | 第２回評価委員会開催  指摘・提言「  【施設所管課による評価  の内容について点検】 | 対応方針策定    次年度以降の事業計画等に反映 |  |
| 3月 |  |  | 事業計画書の提出 |

**参考　（行政経営課　提示）**

**３．モニタリングの項目例**

施設の特性に応じ、指定管理者評価委員会の意見をふまえ、評価項目及び評価基準の詳細を施設所管課が策定する。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 評価項目 | 評価基準 | 指定管理者の評価 | 施設管理  者の評価 | 評価委員会の指摘・提言 |
| **Ⅰ　提案の履行状況に関する項目** | | | | |
| 施設の設置目的及び管理運営方針 | ・施設の設置目的に沿った運営  ・提案された管理運営方針に沿った管理  ・社会貢献活動、環境活動、法令順守の取組み | 評価項目、評価基準は、施設の特性に応じて具体的に決定する。  できるだけ、定量的な基準を設定する。  特に、集客施設等については、必ず評価基準に、利用者数の目標、実績を記載した上で、評価基準を設定すること。  同様に、貸室等を運営する施設については、必ず稼働率の目標、実績を記載した上で、評価基準を設定すること。 なお、参考として、前年度の利用者数、稼働率の目標、実績も記載すること。 |  |  |
| 平等な利用を図るための具体的手法・効果 | ・公平なサービス提供、対応  ・障がい者・高齢者等への配慮 |  |  |  |
| 利用者の増加を図るための具体的手法・効果 | ・利用者増加のための工夫  ・利用者数  ・利用者満足度調査結果（総合満足度の前回調査との比較等） |  |  |  |
| サービスの向上を図るための具体的手法・効果 | ・魅力的なプログラムの開発  ・接遇件数実施回数・参加者数  ・提案された利用時間延長等の実施状況 |  |  |  |
| 施設の維持管理の内容、適格性及び実現の程度 | ・点検・補修の適格性、迅速性  ・定期点検の実施状況  ・職員研修の実施回数・参加状況 |  |  |  |
| 府施策との整合 | ・提案の実施状況  ・就職困難者の雇用状況  ・提案されたボランティア団体との共同事業の実施状況 |  |  |  |
| **Ⅱ　さらなるサービスの向上に関する項目** | | | | |
| 利用者満足度調査等 | ・アンケート等による利用者の意見の把握状況  ・アンケート結果等の運営への反映状況 |  |  |  |
| その他創意工夫 | ・その他指定管理者によるサービス向上につながる取組み、創意工夫 |  |  |  |
| **Ⅲ　適正な管理業務の遂行を図ることができる能力及び財政基盤に関する事項** | | | | |
| 収支計画の内容、適格性及び実現の程度 | ・事業収支の計画に対する妥当性 |  |  |  |
| 安定的な運営が可能となる人的能力 | ・事業実施に必要な人員数の確保・配置  ・事業実施に必要な人材（要資格者や専門性・技術を要する職員等）の確保・配置  ・従事者への管理監督体制・責任体制  ・従事者への研修実施の状況 |  |  |  |
| 安定的な運営が可能となる財政的基盤 | ・法人の経営状況 |  |  |  |

※　評価はS（優良）、A（良好）、B（ほぼ良好）、C（要改善）の4段階評価とする。評価項目及び評価基準の詳細は指定管理者評価委員会の意見をふまえ、施設所管課で決定する。